

規則

埼玉県船舶の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八十三号

埼玉県船舶の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県船舶の放置防止に関する条例施行規則(平成二十年埼玉県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

様式第四号(一)、様式第四号(二)及び様式第九号中「おてせ」を「おせ」に改め、「(官署又は官署印)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。